

## 研修等報告(復命)書

三次市議會議長 様

真正会  
会長 助木達夫

下記のとおり、研修が終了したので報告します。

|      | 会派代表者                                     | (印) | 経理責任者 | (印) |
|------|---|-----|-------|-----|
| 視察議員 | 真正会<br>助木達夫 杉原利明 齊木亨 澤井信秀 鈴木深由希 桑田典章 横光春市 |     |       |     |
| 期 間  | 平成30年1月24日(水) 14時～15時10分                  |     |       |     |
| 研修会場 | 衆議院第一会館                                   |     |       |     |
| 研修用務 | 特別支援教育の推進について                             |     |       |     |
| 講 師  | 講師 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課<br>専門官 柿澤久美子氏      |     |       |     |

## 【研修内容】

## 1. 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

① インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。

小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

② 基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場でともに学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが授業内容がわかり学習活動に参加している実感、達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていくかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

## 2. 特別支援教育の対象の概念(平成28年5月1日現在)

### ① 特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱 身体虚弱 聴覚障害 肢体不自由  
平成18年度比で1.3倍 0.71% 約71,000人

### ② 小学校・中学校 特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 自閉症 情緒障害 聴覚障害  
病弱 身体虚弱 知的障害 言語障害  
平成18年度比で2.18倍 2.18% 約218,000人

### ③ 小学校・中学校 通常の学級(通級による指導)

視覚障害 肢体不自由 自閉症 聴覚障害 病弱 身体虚弱  
学習障害(LD) 言語障害 情緒障害 注意欠陥多動性障害(ADHD)  
平成18年度比で2.4倍 0.98% 約98,000人

※ 発達障害(LD・ADHD)高機能自閉症等)可能性のある児童生徒=6.5%程度  
増加傾向にあるのは、保護者の理解、関心が高まったことにより増加した面もうかがえる。

他

### 【質疑応答】

Q 特別支援教育の推進は良い方向とは思うが、それにこたえる教員の養成は?

A 教員の養成について、教育課程において平成31年度から必須となった。

教員免許は10年で更新が必要

現職は、障害のある児童生徒に対応する研修を受けることができることとなっている。

専門的な知識を持つ教員が少ないのも実態である。

Q 文科省が目指す通りに各自治体教育委員会は実施していると思っておられるか?

実際にはどのようにして確認されているのか?

A 実際には現地で確認したり、文科省に来ていただきて確認しなければわからない。

実際に進んでいる自治体、事業を実施している自治体を訪問し確認している。

Q 教育委員会が発言していることと学校現場ではかなりの差異があり対応できていない。

1事業いくらの予算となっているのか?

A 1事業いくらの予算でなく、計画によって予算配分している。

最近では、文科省と厚労省が合同で研修を行ったり視察を行ったりしている。

Q 障害者差別解消法の成果は?

A 意識の向上につながっている。学力があっても障害がある生徒の高校入試の改善

Q 教員の労働過重に対する対応は?

A 働き方改革につながるが、やらなければならない業務はやらなくてはならない。

個人の個別支援計画等一人の児童生徒で数件計画が必要な計画書を1枚で済むような改善は行わなくてはならない。

Q 13人に一人の加配とは？

A 予算配分の数値で、13人に一人の加配の予算を編成している。

### 【所見】

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」は誠に良い方向ではあるが、個々の学校現場はいかがであろうか？文科省柿澤専門官もお気づきのようだが、発達支援等に対応できる教師が少ないということである。

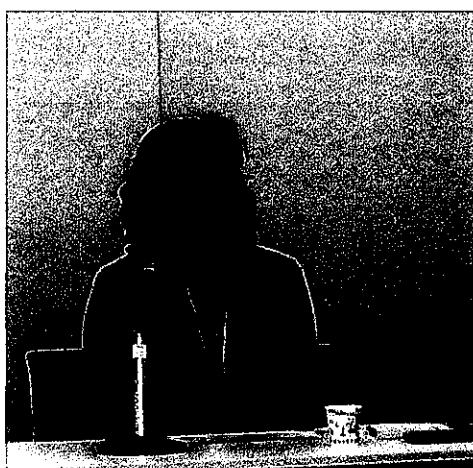
意見交換の中でも意見があつたが、現職の教員の方に研修を受けさせているという教育委員会の考えのようだが、実際に担当となっている教員は研修が不足しているように見受けられる。

この際、現職の教員の方にも必須として研修を受けていく必要があると考える。特別支援学級の担当教員だけでなく、すべての学級で支援が必要な児童生徒に対応する必要がある。したがって、すべての教員が一人一人障害の状態が異なり対応もそれそれで、合わせて保護者も児童生徒も気づいていない状態でも、それを見抜き対応していくことこそ必要ではないか？難しいことかもしれないが？

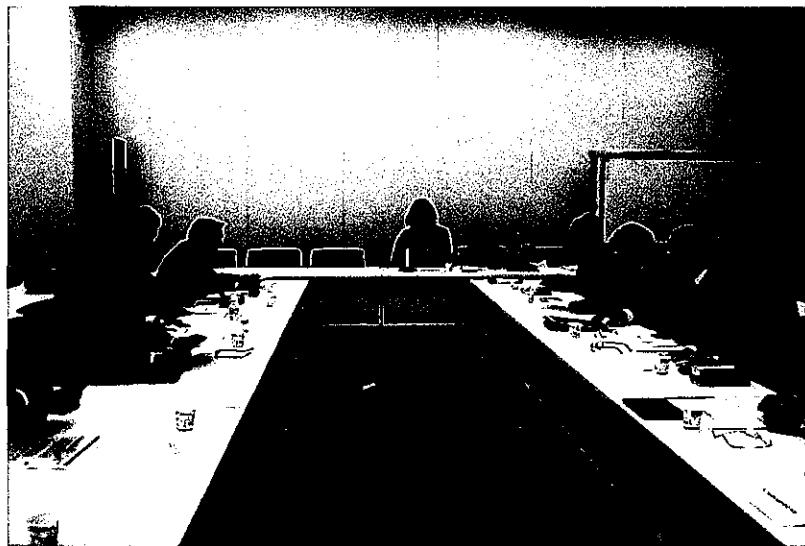
また、働き方改革の中で考えてみれば、計画書等の書類のことも発言されていたが、教育委員会への提出書類も多くあると聞く。教師そのものに余裕がないと児童生徒に余裕を持った対応はできないと考える。

今一つ考えてみれば、教師は学力のみで採用されているように見えるが、一般常識、社会性、危機管理の対応性についても学んで教員にならないと、教員に採用され現場で適切な対応ができないのではないだろうか？

そんなことが浮かんできた。



専門官 柿澤久美子氏



# 研修等報告(復命)書

三次市議会議長様

真正会  
会長 助木達夫



下記のとおり、陳情が終了したので報告します。

|      |   |
|------|---|
| 陳情議員 | 真正会<br>助木達夫 亀井源吉 杉原利明 齊木亨 澤井信秀 鈴木深由希 桑田典章<br>横光春市   |
| 期 間  | 平成30年1月25日(木) 10時30分～11時30分   |
| 用 務  | 特別交付税の陳情  |
| 陳情先  | 衆議院議員会館 参議院会館<br><br>陳情先は次のとおり<br><br>衆議院議員 小島敏文議員 衆議院議員 斎藤鉄夫議員<br>衆議院議員 岸田文雄議員 衆議院議員 林屋敬悟議員<br>衆議院議員 佐藤公治議員<br>参議院議員 溝手顕正議員 衆議院議員 岸田文雄議員 |
| 陳情内容 | 別紙のとおり<br><br>  |

衆議院議員 斎藤鉄夫議員に陳情

## 研修等報告(復命)書

三次市議会議長 様

真正会  
会長 助木達夫

下記のとおり、研修が終了したので報告します。

|         | 会派代表者   | (是) | 経理責任者 | (是) |
|---------|---|-----|-------|-----|
| 視察議員    | 真正会<br>助木達夫 龜井源吉 杉原利明 齊木亨 澤井信秀 鈴木深由希 桑田典章<br>横光春市 |     |       |     |
| 期 間     | 平成30年1月25日(木) 13時～14時10分                          |     |       |     |
| 視 察 先   | 衆議院第一会館   |     |       |     |
| 研 修 用 務 | 新たな森林管理システムについて(森林環境税の現状と今後について)                  |     |       |     |
| 視察先対応者  | 林野庁企画課 山口 靖 課長                                    |     |       |     |

## 【研修内容】

## 1. 森林環境税(仮称)と森林環境譲与税(仮称)の創設

森林吸収源対策に係る地方財源を確保するため、次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税(仮称)と森林環境譲与税(仮称)の創設…(以下:(仮称)を省く)

## ① 基本的な役組

森林環境税は国税とし、都市・地方を通じて、国民一人一人が等しく負担を分かち合って、国民みんなで森林を支える仕組みとして、個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が個人住民税均等割と併せて賦課徴収。

森林環境税は、地方の固有財源として、その全額を、贈与税特別会計に直入したうえで、市町村及び都道府県に対して、森林環境譲与税として譲与。

森林環境譲与税については、法令上使途を定め、市町村が行う間伐や人材育成・扱い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用並びに都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならないものとする。

## ② 時期及び規模等

平成36年度から課税とし、税率は、新たな森林管理制度の施行後において事業量や国民の負担感を勘案し、年額1,000円とする。

### ③ 森林環境譲与税の導入時期

森林環境譲与税の導入は、平成31年度から導入し。財源は、森林環境譲与税特別会計における借入金で対応し、借入金は後年の税収により償還する。

### ④ 市町村及び都道府県に対する譲与割合及び基準

市町村が行う森林整備等を都道府県が支援・保管する割合に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与する。ただし、制度創設当初は市町村を支援する都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行する。

### ⑤ 森林現場において、所有不在者の所有面積は増加傾向にあり、相続者が何も手続きをしていない場合が存在。また、地籍調査も進捗が遅れている状況である。人口動態を考えれば、今後ますますこれらの問題が増加する可能性がある。

地籍調査での登記簿上の所有者不明の土地割合は、

宅地=17. 4%、農用地=16. 9%、林地=25. 6%、合計=20. 1%である。

この状況を解消するために、新スキームとして、新たな森林管理システムの中で、一部の共有者からの申し出を受けて、確知できている共有者全員の同意を得たうえで、市町村による探索、公告を経て、市町村に経営管理権の設定を可能とする。

(市町村が公告し6ヶ月経過し、異議の申し立てがない場合に市町村に経営管理権を設定)

### 【所見】

森林環境税の創設については、住民税の均等割りとして納税者みんなで国土である森林を守り育てること。森林を多く所有する地域への配分が多くなることも予想されるとともに、森林環境税が森林環境税譲与税特別会計へ直入され地方公共団体特に市町村へ配分されること(当初8割…段階的に9割)は素晴らしい税の創設であると考えられる。税額は600億円と想定。

また、新たな森林管理システムの導入により、路網の整備が進めば森林の活用が促進されると考えられる。路網整備はしっかりとした道路でなくてはならない。これは他方で考えれば、地方の建設業の事業量の増につながることにもつながることが予想される。

将来のことを考えると、課題でも触れられていたが、地籍調査を促進していくことも必要である。早急に実施しないと、境界を把握している高齢者がなくなったり林地への歩行が困難な状態になっているからである。地籍調査の促進も考えなくてはならない。



山口 靖 課長



## 研修等報告(復命)書

三次市議会議長 様

真正会  
会長 助木達夫



下記のとおり、研修が終了したので報告します。

|         | 会派代表者   | 助木<br>達夫 | 経理責任者 | (印) |
|---------|---|----------|-------|-----|
| 視察議員    | 真正会<br>助木達夫 亀井源吉 杉原利明 齋木亨 澤井信秀 鈴木深由希 桑田典章<br>横光春市 |          |       |     |
| 期 間     | 平成30年1月25日(木) 14時20分～15時30分                       |          |       |     |
| 視 察 先   | 衆議院第一会館   |          |       |     |
| 研 修 用 務 | 小中一貫教育における教育課程の変更について                             |          |       |     |
| 視察先対応者  | 文部科学省初等中等教育企画課教育制度改革室 田中義恭 室長<br>〃 上久保秀樹 専門職      |          |       |     |

### 【研修内容】

#### 1. 小中一貫教育に関する制度の類型

##### ① 制度の類型

- ・義務教育学校(名称は ○○○学園、○○○小中校など)は、制度上の名称  
修業年限は9年(前期課程6年+後期課程3年)で、一人の校長、一つの教職員組織  
免許は、原則小学校・中学校の両方の免許状を併有する教員 など
- ・小中一貫型小学校・中学校  
(中学校併設型小学校OR小学校併設型中学校) 同一の設置者  
修業年限は、小学校6年・中学校3年でそれぞれに校長、教職員組織  
免許は、所属する学校の免許状を所有すること。
- ・小中一貫型小学校・中学校  
(中学校連携型小学校OR小学校連携型中学校) 異なる設置者

### 【質疑応答】

Q 三次市には「義務教育学校」はあるのか? 校長はひとりであるが? (みらさか学園)

A 三次市にはない。

- ・併設型であるが、校長が兼任している。法令上「義務教育学校」と「併設型」に区分しているが、運用上はかわらない。

Q 学校教育法を改正してまで小中一貫教育を推進する目的は、学力向上にあるのか？

A エリート校をつくるのではない。しっかりした学力を付ける意味はある。

- ・小中一貫教育を自治体が進めやすくする面もある。
- ・アンケート調査によると、生徒指導面で成果が上がっている。また、学力の定着率もUP
- ・小中一貫教育は9年間の義務教育課程で、「6-3」を「4-3-2」も考えられる。
- ・「6-3」性が原則ではある、成果を見て議論だが、未だ議論にのっていない。
- ・教科の前倒し(英語を早い学年から、また、算数の理解度によっては中学でも？も可能)

Q 小中一貫教育の導入で成果は上がっているのか？…教育の質は上がっているのか？

A 小学校・中学校はお互いを知らない面が多かった。一貫校とすることにより交流が生まれ  
○ お互いを知ることにより効果が上がっている。

- ・質の向上では、免許制度の改善で資質の向上を図っている。

### 【所見】

小中一貫教育は二つの小学校と一つの中学校で同一式敷地内でなくともできる。要は、学校で行われていることの情報交流、児童生徒の状態を小学校から中学校へ進学しても繋がってくること。学校間、教職員の交流することによって、学力の定着率を上げることや、生徒指導がスムーズになることにより、学校運営にも効果が生まれてくると考えられる。

すでに三次市の学校でも取り入れているが、何処までの効果があるのか？かなり以前から取り組まれている保小連携(保育所と小学校)、小中連携をより一層進めて形になる。

現実に、我が地域でも、中学校の教師が小学校の授業に入って指導したり、小学校中学校が一緒に活動する姿も見ることが出来ている。平成30年度からは、小学校も合同で開催する運びとなっている。

小中一貫教育が、小学校の児童が中学校の生徒と活動を供にしたり、中学校の教師に学ぶことにより、スムーズな中学校への進学や夢を描く事に繋がればとも考える。

我々議員としても、その実態を注視していかなければならない。



田中義恭 室長

上久保秀樹 専門職



## 研修等報告(復命)書

三次市議会議長 様

真正会  
会長 助木達夫

下記のとおり、研修が終了したので報告します

|       |    |       |    |
|-------|----|-------|----|
| 会派代表者 | 助木 | 経理責任者 | 佐藤 |
|-------|----|-------|----|

|         |   |
|---------|---|
| 視察議員    | 真正会<br>助木達夫 亀井源吉 杉原利明 齊木亨 澤井信秀 鈴木深由希 桑田典章<br>横光春市 |
| 期 間     | 平成30年1月26日(金) 10時00分～11時15分                       |
| 視 察 先   | 衆議院第一会館   |
| 研 修 用 務 | ICT/IOTの活用について                                    |
| 視察先対応者  | 総務省情報流通行政局地方情報化推進室 課長補佐 今井 健司                     |

## 【研修内容】

## 1. 自治体データ活用の目的・基本理念等

## \* 目的

急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題解決に資する環境をより一層整備することを目的とする。

## \* 基本理念等

- ①根拠に基づく行政(EBPM)の推進
- ②個人に関するデータの適正な活用
- ③AI、IOT、クラウド等の先端技術の活用
- ④区域の条件等に応じた施策策定・実施

## \* データに基づく問題解決のためのPPDACサイクル

Problem(問題) = 「おかしいな」「もっとこうすべきだ」と思うことはないか。自分の問題として具体的にとらえる。

Plan(計画) = 「こういうことではないか」と仮説を立てる。現状を知るために必要なデータは何であるかを考え、そのデータをどこからどのように集めるか、方法を考える。

Data(収集) = 必要なデータを集める。…これが一番大変な作業になるかも知れない。

Analysis(分析) = 集めたデータを表やグラフにまとめる。「平均値」などデータを代表する値を出してみる。まとめた結果から、どんなことが言えそうかを考える。Planで立てた仮説が正しいかどうかを考える。

Conclusion(結論)＝分析結果を読み取り、仮説に対して判断する。問題の解決策を出し、それを実行する。必要なら、このプロセスを何度も繰り返して完成度を高めることが必要である。

- ※ KKD(経験・勘・度胸)で考え、取り組むには限界がある。データに基づく冷静な検討が必要。
- ※ データ活用の取り組として、箕面市では個人情報保護条例に市の試行期間に置かれた付属機関の意見を聴いて実施期間が定める者について、その心身の保護又は生活の支援の目的のために必要があると認めた場合個人情報を取得できることとしている。(行政として)
- ※ 地域情報化アドバイザーの派遣制度は、地域が抱える様々なICTを利活用した取組を検討する地方公共団体等からの求めに応じICTの知見等を有する「地域情報化アドバイザー」を派遣し、ICT利活用に関する助言等を行う。
- ※ 地域情報化アドバイザー派遣団体数はH22年度＝20件、H29年度＝203件と伸びている。  
H29年度の分野別応募状況は、教育29、医療3、防災9、農林水産業9、地域ビジネス＝2  
観光＝8、オープンデータ＝35、シェアリングエコノミー＝9、スマートシティ＝1、働き方＝15  
地域IOT人材の育成・活用＝30、自治体クラウド＝16、セキュリティ＝14、ネットワーク＝15  
その他、15

#### 【質疑応答】

Q 活用事例で、ゴミの分別があるが、分別の成果はどうか？

A 新しい取組で、問合せは多い状況であるが、取組が始まつたばかりで自治体は知っていると思うが、国は未だつかんでいない。

Q 教育分野でのアドバイザーは？

A プログラミング教育で場づくりもある。

Q 地域情報化アドバイザー派遣事業は、費用は国が負担か？自治体が負担か？

A 費用は国が負担する。1案件1団体で1回であり、複数回を検討中

Q 地域情報化アドバイザー派遣事業の応募期間はどのように？

A 応募期間は早い時期にあり、4月～5月、以降二ヵ月毎で6回、来年度はまだ決まっていない。  
各応募団体の希望に添うようにしている。

Q 自治体として、アドバイザーと契約して行うことは可能か？

A 可能

#### 【所見】

PPDACサイクルにおいては、課題意識を持ち、はつきりすることが必要であり、個人で疑問を抱いたことを、職場、或いは仲間、職場を超えたグループで取り組むことが必要であると考える。また、行政だけでなく、自治組織で地域課題へ取り組むことでも活用出来ると感じた。

三次市は、地域情報化アドバイザー派遣事業を未だ応募されていないが、課題解決のために活用は出来ないか？



## 【用語の解説】

### \* ICTとは、

ICTとは、IT技術の総称であり、特に公共サービスの分野において使われる用語である。ほぼ同じ意味を表す言葉にIT(コンピュータやインターネット技術の総称)があるが、ITが経済の分野で使われることが多いのに比べ、ICTは主に公共事業の分野で使われることが多い。これは、ITとは経済産業省の用いる用語であるのに対して、ICTは総務省の用いる用語だからである。

### \* IoTとは

IoTとは何か 技術革新から社会革新へ(角川新書)の感想・レビュー一覧です。... 内側からみても、未来は少ないと感じてしまう。政策からしても、みんなが作りやすいオープンソースな環境を作るというより、今年はこれに取り組みましょうというようなもの。なんか 校長先生の式辞みたいだ。みんな一丸になって、これから環境・少子化・IoT問題に 取り組んでいくのだぞ。ナイス☆5 ... IoTというある種のbuzz wordを体系的にまとめた 本がないかと探していたのですが、やっぱり元祖IoTといえば坂村さんだと思い、読みました。

### \* AIとは

人工知能(AI)の分野では、米国の大学や企業が研究開発をリードしている。ディープラーニングやビッグデータなどの新技術を駆使し、GoogleやFacebook、Microsoftなどの大手プレイヤーが鎧を削る。本稿は人工知能の全2回連載の第1回目。人工知能の全体像と世界の先進プレイヤーの取り組みを、一般のビジネスマンに向けてわかりやすく説明する。

## EBPMとは

### 1、証拠に基づく政策立案

政府は5月19日に開催された統計改革推進会議で最終取りまとめを決定したが、その中で「証拠に基づく政策立案」(EBPM:Evidence Based Policy Making)の推進を打ち出した。合意形成を重視する日本社会では、意見が分かれた時にどちらが正しいかをはっきりさせるよりも、対立する意見の妥協点となるあいまいな結論になりやすい。しかし、日本社会は他に例を見ない高齢社会に突入することは必至で、限られた資源を有効に活用しなければ対処は不可能だ。そのためには情報を正確に分析して効果的な政策を選択していかなくてはならない。

インターネットが登場して以降、情報を調べることは昔に比べてはるかに容易になったが、そもそも正確な情報が世の中になければ、いくら検索技術が発達してもどうしようもない。第二次世界大戦直後にGHQのマッカーサー元帥が日本の統計が杜撰なのに激怒した折に、当時の吉田茂首相が日本の統計がしっかりとすればあんな無謀な戦争をしたりはしなかったと切り返したという話は有名な逸話だ。証拠に基づいた政策決定をするには、証拠となる各種統計がしっかりとしたものでなくてはならない。迂遠なようだが高層建築物を作るには、まず土台となる基礎をしっかりと作らなければならないのと同じ理屈である。

### 2、証明できないという落とし穴

もちろん「証拠に基づく政策立案」といえども万能ではなく、その限界を良く理解しておく必要がある。ある政策を採用するか、しないかという決定には、「誤った政策を採用してしまう」という失敗と、「正しい政策が採用されない」という二通りの失敗がある。証拠に基づいて意思決定を行えば、間違った政策を採用してしまうという、前者の失敗は回避できるはずだ。しかしその一方で、本当は正しい政策だったのに、証拠が集められずに正しいことが証明できず不採用になるという失敗は防げない。

企業経営でも、短期的な利益は見えやすく、長期的な利益は見えにくくて証明することも難しい。どうしても短期的な利益を追い求めることになりがちで、そのために、より大きな長期的な利益を失ってしまう危険性が大きいことは常に念頭に置いておかなくてはならないだろう。

### 3、全くの不確実性

一寸先は闇、将来のことはどうなるのか分からぬものだが、分からない中でも違いはある。一人一人の人間の寿命は全く分からないが、日本人の2015年の平均寿命は男が80.79歳で、女が87.05歳で毎年大きく変化するというものではなく、大集団で見れば予測可能性が高い。こうした個人レベルの不確実性には、生命保険のように多くの人の危険をプールする仕組みで、ある程度問題に対処することができる。一方、危険性があることは分かるがどれくらいの確率でおこるか予想もできない、あるいは何が起こるのか全く想像もできないこともある。こうした全くの不確実性に対処することは非常に難しい。

起業家が周囲があきれるほど無謀に見える事業に取り組んで大成功を収めることがあるのは、普通の人達には想像もできないような可能性があることを見抜いて決断するからだろう。アップル社の共同設立者の故スティーブ・ジョブズ氏がiPhoneを構想した時には、この事業がどれほどの規模の成功をもたらすのか、成功の可能性がどの程度あるのか、といった問題を判断する「証拠」はほとんど何もなかったはずだ。そもそもその時点ではiPhoneはまだ影も形もなく、当のジョブズ氏にもどのようなものができあがるのかは分かっていなかっただろう。

不確実性は、悪い方に行けば危険性だが、良い方向に行けば可能性のことだ。リーダーの役割は、証拠に基づく意思決定の上に、不確実性にどう対処するかを決断するところにあるのではないだろうか。